

## &lt;目次&gt;

- 消費者機構日本 第8回通常総会のご案内ならびに記念企画のご案内
- ワールドアベニュー差止請求訴訟第5回期日のご案内
- 携帯電話等の契約者に対する「料金不払い情報交換制度」の周知強化への取り組み!!
- 適格消費者団体のホームページより（4月～5月18日）

## 第8回通常総会の傍聴ならびに記念企画のご案内

## 《協力会員・賛助会員の皆様へ》

拝啓 新緑の候 ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

すでに、ご案内さしあげているところですが、6月2日に第8回通常総会とその記念企画『集团的消費者被害回復に係る訴訟制度について考える。』を下記要領で開催いたします。

協力会員ならびに賛助会員の皆様に、私どもの活動状況をご報告申し上げるとともに、制度の早期実現が求められている「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度」の概要等を把握し、より実効性ある制度とするための課題や適格消費者団体としての準備などについてともに考えあう機会といたしますので、皆様のふるってのご来場をお待ちしております。

なお、先日のご案内の際は明確ではございませんでしたが、6月2日時点では、集团的消費者被害回復に係る訴訟制度について法案の閣議決定までに至っていないと思われま。現時点で、消費者庁より報告をいただけるのは、昨年12月に公表された「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」に関する内容となりますこと、あらかじめご了承くださいませようお願いします。

※ 団体正会員、個人正会員の皆様には、別途第8回通常総会の開催と記念企画のご案内を、総会議案書とあわせてお送りいたしました。ご出欠については、そちらのご案内に同封いたします書面にてご連絡くださいますようお願い申し上げます。

## 第8回通常総会の傍聴のご案内

1. 日時 2012年6月2日（土） 13時00分～14時30分
2. 会場 弘済会館 4階「蘭」  
東京都千代田区麹町5-1 TEL 03-5276-0333（代）

《ご注意》 会場は主婦会館フラザエフではなく、弘済会館となりますので、別紙の会

場案内図をご参照ください。

3. 議題

(審議事項)

- 第1号議案 2011年度事業報告承認の件
- 第2号議案 2011年度決算承認の件
- 第3号議案 定款の一部変更の件
- 第4号議案 役員選任の件

(報告事項)

- (1) 2012年度事業計画
- (2) 2012年度予算

4. 傍聴のお申込みについて

3頁の申込書に必要事項をご記入いただき、5月26日(土)までに消費者機構日本事務局まで、送信ください。

総会記念シンポジウムのご案内

消費者機構日本 第8回 通常総会記念企画

シンポジウム「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度を考える。」のご案内

同じ原因で多数の被害が発生する消費者被害。一人一人の消費者にとって、訴訟を起こすことは大変であり、訴訟を起こせないまま被害回復が困難になってしまうケースも少なくありません。

そのような被害を集团的に回復できる新たな訴訟制度として、「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度(仮称)」が検討されております。この制度に関しては、既に東京都や大阪府をはじめとした全国17の都府県議会で、制度の早期実現を求める「意見書」が採択されており、国会での速やかな法案の審議・可決が待たれているところです。

本シンポジウムでは、この制度の概要について、立法を担当している消費者庁消費者制度課の加納克利企画官から説明いただき、併せて、参加者の皆様からの質問や要望を踏まえつつ、より実効性のある制度とするための課題や適格消費者団体としての準備などについて直に意見交換を行います。

お誘いあわせの上、是非、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 日時   | 2012年6月2日(土) 15時00分~17時00分                 |
| 2. 会場   | 弘済会館 4階「蘭」<br>※裏面申込書に記載された地図と交通案内をご参照ください。 |
| 3. 参加人員 | 60名程度                                      |
| 4. テーマ  | 集团的消費者被害回復に係る訴訟制度について考える。                  |
| 5. 参加費  | 無料   |
| 6. 内容   |  |



# ㈱ワールドアベニューに対する差止請求訴訟「第5回期日」のご案内

当機構が、2011年9月14日に東京地方裁判所へ提起しました「株式会社ワールドアベニュー」（留学あっせん事業者）に対する差止請求訴訟につきまして、同訴訟における第5回期日の日時を以下のとおりご案内いたします。

第5回期日に向けては、「本件訴訟への消費者の関心が大変高いこと」を示す意味からも、多くの傍聴参加をご検討・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、第5回期日終了後には、裁判内容等の説明会の開催を予定していますので、傍聴参加後には、あわせてご出席いただきますようお願いいたします。

## 第5回期日の日時等

1. 日 時 …2012年6月11日（月） 午前10時50分～

2. 場 所 …東京地方裁判所民事第8部 601号法廷 **【別紙地図参照】**

**※同法廷は、東京家庭・東京地方・東京簡易裁判所合同庁舎（法務省合同庁舎C棟）6階にあります。**

## 傍聴参加の事前連絡

第5回期日への傍聴参加については、事前に人数を確認したいと思いますので、お手数ですが、傍聴参加ご希望の方は、消費者機構日本事務局へ2012年6月1日（金）までに、「メール [saitou@coj.gr.jp](mailto:saitou@coj.gr.jp)」又は「FAX（03-5216-6077）」でご連絡くださいますようお願いいたします。

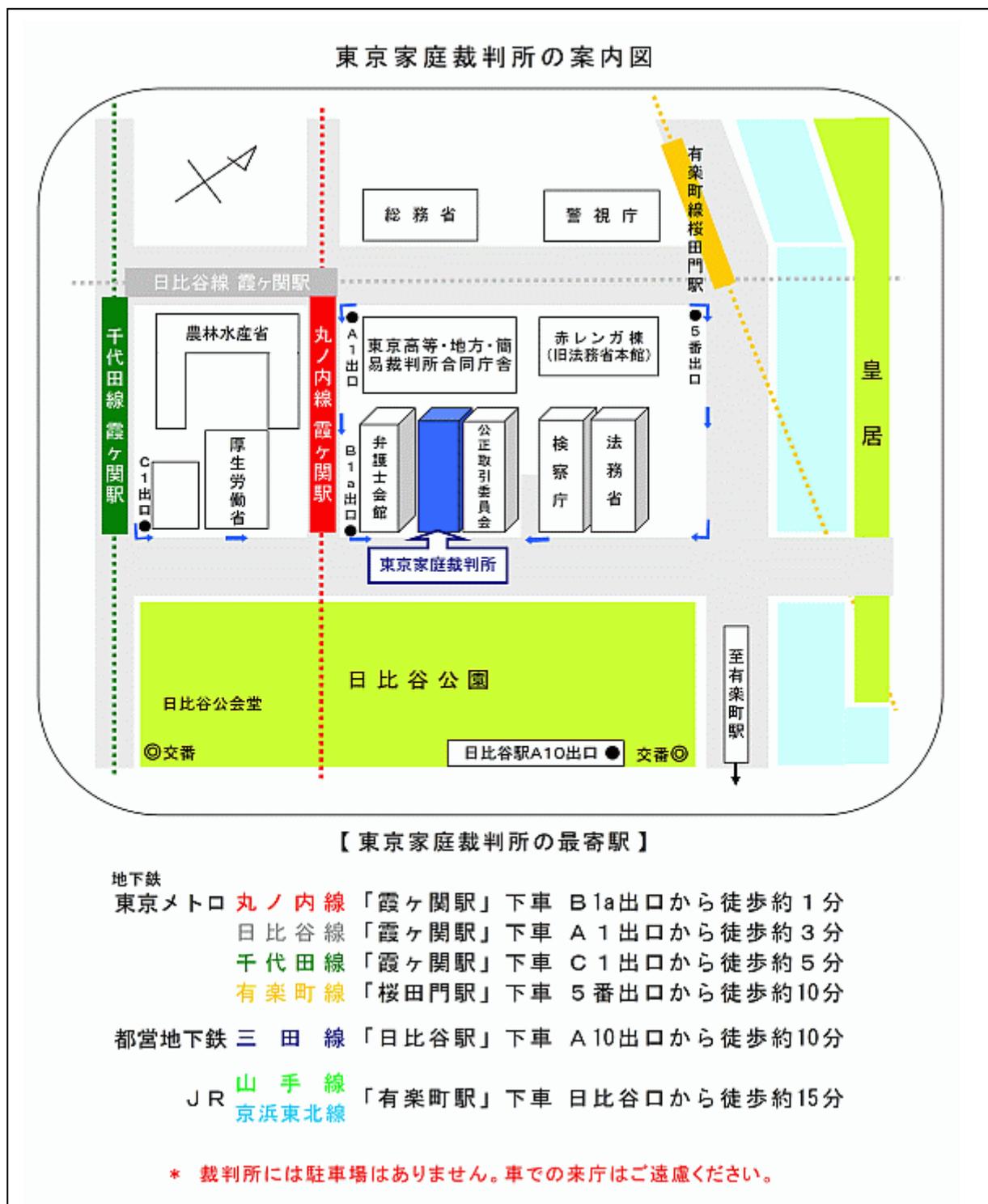
傍聴参加のご連絡にあたっては、次の内容を必ず記載いただき、お知らせいただきますようお願いいたします（連絡用の専用書式等は特にございませぬ）。

- ①「所属」
- ②「お名前」
- ③「電話・メールアドレス」

以上

## 別紙

「東京地方裁判所民事8部 601号法廷」は、東京家庭裁判所が入っている庁舎の6階にありますので、下記、東京家庭裁判所の案内図をご参照のうえ、お越してください。



以上

## 携帯電話等の契約者に対する 「料金不払い情報交換制度」の周知強化への取り組み！！

当機構では消費者からの情報提供により、電気通信事業者の「携帯電話等の料金不払い情報の交換制度の運用実態等」を確認した結果、次の問題が考えられました。

- 「この情報交換制度が携帯電話等の契約時点で契約者に対して、十分に告知・説明されていない現状にあること」
- 「契約後、請求料金を巡るトラブルが発生した際に、契約者においてはこの情報交換制度が唐突な内容となり、情報交換制度内容を正確に理解しないまま、当該請求料金を納得していなくても、とにかく支払わなければならないと思ってしまう、請求料金交渉等を断念してしまうこと」

このため当機構は、この情報交換制度を管理・運用している「社団法人電気通信事業者協会（以下「当該協会」という。）に対して周知強化等の改善要請（2011年3月2日付け「要請書」）を行い、協議を重ねた結果、改善回答がありました。

以下、同情報交換制度の概要及び当該協会からの改善回答概要＜詳細は当機構ホームページ（[http://www.coj.gr.jp/zesei/topic\\_120327\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_120327_01.html)）をご参照ください＞です。

### 1. 「携帯電話等の料金不払い情報の交換制度」の概要

「携帯電話等の料金不払い情報交換制度」は、携帯電話等の契約者が利用料金の不払いにより契約解除（任意解約も含む）され、さらに契約解除後（任意解約後も）も引き続き料金不払いである場合に、同契約者の情報（氏名・住所等）を携帯電話・PHS事業者間で交換する制度（1999年4月実施開始）です。

交換された情報は~~料金不払いの再発を防止し、利用者全体の公平性と利益を守るため、~~各事業者での加入審査に利用され、同加入審査では、~~情報交換された契約者の携帯電話等の再契約（他社への契約も含む）が原則できないもの（一部特例措置あり）~~となります（情報交換期間は5年以内の取り扱いです）。なお、請求料金内容で事業者を提訴している場合等は、情報交換制度の対象外となります。

＜詳細は当該協会ホームページ（<http://www.tca.or.jp/mobile/nonpayment.html>）を参照

### 2. 当該協会からの改善回答概要

当機構からの要請事項	当該協会からの回答内容（改善実施内容）
料金不払い情報交換制度の周知強化 ① 携帯電話等の契約締結時に、料金不払い情報交換制度も説明し、契約者に、契約締結時当初から十分に周知すること。 ② 事前周知により、契約者の不注意等での料金不払いの防止や効果的な制度運用へつなげていくこと。	① 料金不払い情報交換制度は、携帯電話等の契約締結時に各事業者が配付する重要事項説明書に必ず明記するように位置付け、明記にあたっては同制度内容が掲載された当該協会ホームページを案内（URL表示） <del>する等により、利用者の制度内容の理解を促進するし、制度内容を理解しただけのようにする</del> ＜2011年度中予定＞。 ② さらに料金支払い督促時等の通知書面に記載されている同制度告知においても、当該協会ホームページへの案内（URL表示）等を追記するよう、記載スペース等も考慮しながら検討＜次期改定時に向けて＞するとともに、可能なものから随時改善していく <del>し、改善する</del> 。

以上

### 3. 消費者の皆様への助言

※ 以上のとおり、料金不払い情報に関する交換制度については、携帯電話等の契約締結時から契約者に告知するように改善（周知強化）されました。携帯電話等を契約される際には、この情報交換制度も認識・理解した上で締結されるよう、消費者の皆様へ助言させていただきます。

また、契約締結後に万一「携帯電話等の利用における請求料金内容に納得できない場合」等は、この情報交換制度をもって請求料金内容の確認・交渉を断念するのではなく、十分に交渉等を行っていくことが適切ですので、あわせて助言いたします。

<★>…「社団法人電気通信事業者協会（略称「TCA」）」は、電気通信事業者の業界団体として、電気通信事業者共通の課題への対処等を通じて同事業の健全な発展と国民の利便性向上に資することを目的に 1987 年に設立され、2011 年 4 月末で約 70 社の電気通信事業者が当該協会の会員になっています。

## 適格消費者団体のホームページより

<4月1日～5月18日更新分>

本ニュースレターにおいて、消費者機構日本の他の適格消費者団体が行っている事業者や業界団体等への申入れ・要請の活動についても、紹介させていただくこととしました。各団体のホームページで、この1ヶ月の間に公表された情報の見出しとリンク先をご案内しますので、詳細内容に関心のある方は、リンク先にアクセスしてください。

団体名 ホームページアドレス	テーマ リンク先
消費者支援ネット北海道 <a href="http://www.e-hocnet.info/index.php">http://www.e-hocnet.info/index.php</a>	4/18 人身障害保険（共済）についての調査結果について公開します! <a href="http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mo&amp;no=196">http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mo&amp;no=196</a> 5/ 2 グローヴエンターテイメント株式会社との申入れ経過について公開します。（結婚式場） <a href="http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&amp;no=199">http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&amp;no=199</a> 5/ 2 株式会社テイクアンドグヴ・ニーズとの申入れ経過について公開します。（結婚式場） <a href="http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&amp;no=200">http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&amp;no=200</a>
埼玉消費者被害をなくす会 <a href="http://saitama-higainakusu">http://saitama-higainakusu</a>	4/27 （株）渡辺住研に対し「差止請求訴訟」を提起しました。（不動産賃貸業）

<a href="http://kai.or.jp/">kai.or.jp/</a>	<a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/pdf/120427_01_01.pdf">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/pdf/120427_01_01.pdf</a>
消費者機構日本 <a href="http://www.coj.gr.jp/">http://www.coj.gr.jp/</a>	4/3 携帯電話等の契約者に対する「料金不払い情報交換制度」の周知強化への取り組み実施！！ <a href="http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_120327_01.html">http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_120327_01.html</a>
全国消費生活相談員協会 <a href="http://www.zenso.or.jp/index.html">http://www.zenso.or.jp/index.html</a>	この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、下記の同協会消費者団体訴訟室のページをご覧ください。 <a href="http://www.zenso.or.jp/dantaisoshou/moushiire.html">http://www.zenso.or.jp/dantaisoshou/moushiire.html</a>
あいち消費者被害防止ネットワーク <a href="http://www.a-c-net.com/">http://www.a-c-net.com/</a>	4/24 株式会社メモリアに対する申入れ 4/20 学校法人モード学園に対する差止請求訴訟第4回期日報告 <a href="http://www.a-c-net.com/topics/zesei.html">http://www.a-c-net.com/topics/zesei.html</a>
京都消費者契約ネットワーク <a href="http://kccn.jp/index.html">http://kccn.jp/index.html</a>	この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、下記の「NPO 法人京都消費者契約ネットワークの取り組み」のページをご覧ください。 <a href="http://kccn.jp/torikumi3.html">http://kccn.jp/torikumi3.html</a>
消費者支援機構関西	4/27 賃貸住宅事業者の(株)明来に対して、契約条項の使用停止などを求める差止請求訴訟の第3回期日が終了しました。 4/27 民間賃貸住宅業者の(株)レオパレス21の「マンスリー定期借家契約書」の契約条項について申し入れを行いました。 <a href="http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2009/1008.html">http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2009/1008.html</a> 5/16 家賃債務保証会社の日本セーフティー(株)に対して、契約条項の使用停止などを求める差止請求訴訟の第3回期日が終了しました。 <a href="http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2010/0122.html">http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2010/0122.html</a> 5/16 NTT西日本(株)が提供している光回線を利用したサービス「フレッツ光」に関する契約について同社からの「ご回答」に対する「再要請及び再々お問い合わせ」を送付しました。 <a href="http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2012/0227.htm">http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2012/0227.htm</a>
ひょうご消費者ネット <a href="http://hyogo-c-net.com/">http://hyogo-c-net.com/</a>	4/11 社団法人全国警備業協会より、回答書が届きました。 4/13 セコム株式会社より、回答書が届きました。 4/18 大阪ガスセキュリティサービス株式会社より、回答書が届きました。 <a href="http://hyogo-c-net.com/overture.html#120418">http://hyogo-c-net.com/overture.html#120418</a>
消費者ネット広島 <a href="http://www.shohinet-h.or.jp/">http://www.shohinet-h.or.jp/</a>	この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
大分県消費者問題ネットワーク <a href="http://oita-shohisyanet.jp/">http://oita-shohisyanet.jp/</a>	4/13 2012年3月30日付にて、学校法人金澤学園に事前請求書を送付する。 <a href="http://oita-shohisyanet.jp/topics/20120411_01.html">http://oita-shohisyanet.jp/topics/20120411_01.html</a>

